

鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 8 月 5 日 (火) 第 640 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則		
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(生活衛生課取扱い)	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	1
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	2

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第63号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則 (令和3年鹿児島県規則第41号) の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中 「 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 」 を

「 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 」 に改める。

別記第8号様式中 「 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 」 を

「 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 」 に改める。

別記第9号様式中 「 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 」 を

「 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 」 に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年8月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市西餅田字上松原3836番7, 3838番1, 3839番, 3840番2, 3850番28及び4868番2の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 始良市西餅田字上松原3838番1の一部, 3839番の一部, 3840番2の一部, 3850番28の一部及び4868番2の一部
公園 始良市西餅田字上松原3838番1の一部及び3840番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市宮島町63番地1
山始ハウジング株式会社
代表取締役 池田清

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年8月5日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e フィーバーものがたり F	株式会社ジェイビー	5P0760
回胴式遊技機	L 革命機ヴァルヴレイヴ 2 j F	株式会社ジェイビー	5S0736